

令和 5 年 11 月 20 日

厚生労働省
老健局長 間 隆一郎 様

令和 6 年度介護報酬改定における要望書について

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行



時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護分野においては、依然として続く物価高によるコスト増加分をサービス価格に転嫁することが認められていないことから、著しく経営が圧迫されていることはご承知のとおりです。

さらに、全国的な賃上げに対抗していくための財源が見出せず、従来からの介護人材確保難に加えて入職超過率がマイナスとなる等、人材の流出が大きな問題となりつつあります。

令和 6 年度は診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬同時改定となることから、介護・福祉分野における経営の安定性の確保と人材確保を図るべく、大幅な改定率（５％以上の引き上げ）を実現いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年度介護報酬改定における要望書

令和 5 年 1 1 月 2 0 日



一般社団法人

全国介護事業者連盟

目 次

1. 令和6年度介護報酬改定における「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」一本化に向けた要望事項・・・・・・・・・・ P 1
2. 令和6年度介護報酬改定における科学的介護の推進に関する要望事項・・・・・・・・・・ P 3
3. 令和6年度介護報酬改定における訪問サービスに関する要望事項・・・・・・・・・・ P 6
(訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護)
4. 令和6年度介護報酬改定における通所サービスに関する要望事項
(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)・・・・・・・・・・ P 9
5. 令和6年度介護報酬改定における地域密着型サービスに関する要望事項
(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)・・・・・・・・・・ P 13
6. 令和6年度介護報酬改定における施設・居住系サービスに関する要望事項
(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設、短期入所施設、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅、介護老人保健施設)・・・・・・・・・・ P 17
7. 令和6年度介護報酬改定における居宅介護支援・福祉用具サービスに関する要望事項
(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与・福祉用具販売)・・・・・・・・・・ P 21

令和 5 月 11 月 20 日

厚生労働省 老健局
老人保健課 課長 古元 重和 様

令和 6 年度介護報酬改定における「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」

「介護職員等ベースアップ等支援加算」一本化に向けた要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行
介護人材委員会 委員長 松本真希子

令和 6 年度介護報酬改定に向けて、「介護職員の働く環境改善に向けた取組について」（令和 4 年 12 月 16 日全世代型社会保障構築会議決定）に示されている『生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し』の内容に基づき、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の一本化に向けた検討を進めて頂きたい、下記の通り要望書にまとめました。

◆要望内容の基本的な考え方

① 制度と書式の簡素化・介護従事者に対する明瞭化

事業者の生産性向上を実現するために、目的とルールが異なる 3 つの加算について、加算創設の目的は維持しつつ可能な限り簡素な制度に見直して頂き、制度の簡素化が図られることで従事者への説明も容易になり、処遇改善施策に対する理解が高まることを期待します。

② 介護に対する専門性の評価・ベースアップ等の改善

介護従事者における賃金水準の底上げは不可欠であるものの、全ての従事者に対して一律的な対応とするのではなく、知識や経験を有しており、かつ多職種連携がしっかりと行える専門性を有する従事者を評価できる制度となることを期待しています。同時に、一時金等での支払いではなく、ベースアップ等の月額支払いでの処遇改善が実現できる仕組みが重要であると考えます。

③ 介護事業者の裁量権への配慮

事業者の賃金規程は、企業経営の根幹に係る事柄であり、過度な干渉は経営の独自性に影響が生じるため、事業者の裁量権に配慮した制度設計をお願いします。

◆加算の一本化に向けた具体的な要望

◎3つの加算それぞれの目的と特色を踏まえた1つの新しい加算創設を提案

- ・「介護職員処遇改善加算」に「介護職員等ベースアップ等支援加算」を統合し、キャリアパス要件を踏まえた加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを創設、さらに「介護職員等特定処遇改善加算」の2段階の考え方を一本化し、従来の加算額を必ず下回らないようにして頂きたい。
- ・統合された新しい加算には「介護職員等ベースアップ等支援加算」の考え方を踏襲しつつ、加算額の2分の1程度を月額賃金の改善に充てる条件を検討頂きたい。
※3分の2以上の条件では、売上変動による事業者の持ち出しリスクが生じてしまう。
※月額賃金の改善を明確化することによって、賞与等は業績評価等によって変動するため合算によるリスクを軽減すべきである。
- ・一定の月額賃金による改善をルール化する際は、事業者の賃金規程や就業規則等を大きく見直す必要があることから1年程度の移行期間を設けて頂きたい。
- ・その他職種への配分については、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の考え方に基づき、事業者の裁量に委ねて頂きたい。
- ・現行の「介護職員等特定処遇改善加算」の3分類の考え方は廃止し、キャリアパス要件の徹底による対応を検討して頂きたい。
- ・その他職種への配分にあたり、年収440万円以上の者には配分できないルールを撤廃頂きたい。
- ・経営者、役員、理事等に対しては介護職兼務の場合でも過度に配分することへの制限や、一人の職員に対する過度な配分の制限を検討頂きたい。
※年収440万円以上の金額設定を行った時期と現在では、物価状況や平均賃金が大きく異なる。
※地域差を考慮する必要もあり、全国一律の年収440万円以上の設定は合理性に欠ける。
- ・新加算の創設における処遇改善額を算出する上での、「基準額」は前年度の支給額ではなく、処遇改善関連加算の算定前とすることを明示頂きたい。

◎その他に関する要望事項

- ・居宅介護支援に対する処遇改善関連の加算創設など、居宅介護支援に属する介護支援専門員の処遇改善策を検討頂きたい。
- ・障害福祉事業における同様の加算でも、上述した考え方に基づき一本化を実現頂きたい。

以上

令和 5 年 11 月 20 日

厚生労働省 老健局 老人保健課
課長 古元 重和 様

令和 6 年度介護報酬改定における科学的介護の推進に関する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長
科学的介護推進委員会 委員長
斉藤正行

当連盟では、5 大政策方針の 1 つに「科学的介護手法の確立と高齢者自立支援の推進」を掲げており、科学的介護推進委員会を設置し、様々な論点に基づき議論を進め、令和 6 年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめました。今後、社会保障審議会 介護給付費分科会等において更なる議論が進むことと思いますが、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

我々が目指している科学的介護の推進を通じた「新しい介護の在り方」とは、高齢者の生活の質(QOL)を高めるための支援を目的とし、自立支援及び重度化防止の推進に資する介護サービスの提供体制を確立することであります。また、科学的に妥当性のある指標を明確化していくことが必要であり、その指標を通じて QOL を高めるための自立支援及び重度化防止に繋がる介護手法を確立することが科学的介護の推進であると考えています。また、生産性の向上を推進していく観点からもアウトプットとなる介護サービスの質を定量評価し、生産性の向上の見える化推進にも科学的介護手法の確立が不可欠です。

それらを業界全体へと繋げていくため、基幹システムとなる科学的介護情報システム「LIFE」を通じたビッグデータによる分析の仕組みを最大限利活用していくことが、重要であると考えています。そのためには、「LIFE」があらゆる事業所で利活用できるように、制度への位置づけ、加算やフィードバックデータの在り方、システムの操作性向上などを大きく進化させていくことが必要です。

将来的には、医療情報との連携におけるデータ基盤としての整備も不可欠であり、かつ、エビデンスに基づく科学的介護の体制が確立された後には、日本式の介護として、諸外国に制度やノウハウを発信していくことを目指していきます。

◆介護現場における科学的介護推進に向けた現状の認識

自立支援及び重度化防止の推進に資する科学的介護を現場に浸透させることは、今後の最重要テーマの 1 つであります。科学的介護情報システム「LIFE」の運用も本格スタートしたばかりであり、課題

は山積しています。システムの操作性の課題や、介護現場においてエビデンス文化が定着していないことから、各種加算算定は行われつつあるものの、科学的な介護の取り組みはほとんど実行できていない状況です。しかしながら、「LIFE」の運用は緒に就いたところであり、今後、システムの改修やフィードバックデータが充実し、段階的に現場における科学的介護の推進が図られることが期待されます。

◆令和6年度介護報酬改定等における見直し項目の論点に関する要望事項

◎「LIFE」の運用に関する要望事項

- ・ フィードバックデータの更なる充実に向けて、現場での有効活用には年代別や要介護度に応じた各評価項目の時系列データの分析結果等が求められおり、利用者個々の分析結果のフィードバックを早期に実現頂きたい。
- ・ 「LIFE」における API 連携の考え方、ケアプランデータ連携システムとの連動を含めたシステム設計全体の在り方を再構築頂きたい。
- ・ 「LIFE」における操作性の向上、事務負担の軽減に向けた更なる改善を実現頂きたい。
- ・ 「LIFE」への自治体の理解促進に向け、加算算定や運営指導等において適切な対応が取られるように、手続きの負担軽減も含めた対策を検討頂きたい。
- ・ 介護事業所の科学的介護の推進を支援する対策や、別途予算を検討頂きたい。
- ・ 「LIFE」の効果的な活用を行っている全国の事業所の事例収集を行い、成功事例の共有や、運営ガイドライン等を作成頂きたい。
- ・ 中長期的な取り組みに向けて、高齢者の状態像データのみならず、その状態像の維持・改善・重度化防止及び最も大切な QOL の向上に繋がるケアプランやケアマネジメントの事例分析を実現頂くために、調査事業や専門委員会を設置して頂きたい。同時に、当連盟より構成委員を派遣させて頂きたい。
- ・ 合わせて、更なるデータ収集・分析に向けて、科学的に妥当性のある新たな指標づくりを検討頂きたい。

◎「LIFE」の加算に関する要望事項

- ・ 科学的介護推進体制加算について、将来的には他の全てのサービス分類に創設頂きたい。とりわけ、在宅サービスの要である居宅介護支援及び、新サービスとなる訪問+通所の複合型サービスへの加算創

設は最優先として頂きたい。

- ・ 加えて、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護への科学的介護推進体制加算の創設を優先的に検討頂きたい。
- ・ 訪問入浴介護において身体機能に関する「LIFE」での評価指標を活用した関連加算やアウトカム加算の創設を検討頂きたい。
- ・ 福祉用具貸与の運営において自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの提供は不可欠であると考えており、とりわけ身体機能に関する「LIFE」での評価指標を活用した運営の在り方を検討頂きたい。
- ・ 居宅介護支援や訪問介護等への科学的介護推進体制加算の創設を検討頂くとともに、在宅事業所間におけるアセスメントの円滑な連携手法の確立に向けて、調査事業や支援策を講じて頂きたい。
- ・ 居宅介護支援の介護支援専門員が中心となり「LIFE」活用によるサービス担当者会議の推進に向けた取り組みへの評価や加算創設を検討頂きたい。
- ・ 科学的介護推進体制加算、及び「LIFE」に関連する各種加算の単位の大幅な拡充を実現頂きたい。
- ・ ADL維持等加算の更なる拡充とともに、口腔機能や栄養状態など「LIFE」で収集している高齢者の状態像に伴うアウトカム加算の創設を検討頂きたい。
- ・ 身体機能、口腔機能、栄養状態の一体的な取り組みへの評価、アウトカム評価の加算創設を検討頂きたい。
- ・ 更なる科学的介護の推進に向け、「LIFE」で収集している高齢者の状態像以外のアウトカム評価の更なる拡充を検討頂きたい。
- ・ 中長期の課題として「LIFE」の効果検証をしっかりと行い、要介護度との相関関係の分析を進め、介護予防・日常生活支援総合事業における「事業所評価加算」に準ずるアウトカム加算の創設を検討頂きたい。

以上

令和 5 年 11 月 20 日

厚生労働省 老健局
老人保健課
課長 古元 重和 様
認知症施策・地域介護推進課
課長 和田 幸典 様

令和 6 年度介護報酬改定における訪問サービスに関する要望事項

(訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護)

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤正行
訪問サービス在り方委員会 委員長 垣本祐作

当連盟における訪問サービス在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和 6 年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめ致しました。今後、社会保障審議会 介護給付費分科会等において更なる議論を進められることとなりますが、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

訪問型サービス（介護・入浴・看護）は、地域包括ケアシステムの構築において不可欠な「在宅サービスの要の 1 つ」である一方、訪問介護は近年訪問介護員不足の課題が顕在化しており、事業運営が厳しい情勢です。令和 3 年度介護報酬改定においては他のサービス分類と比較しても見直し項目が少なく、諸課題の解決策を次期改定でしっかりと構築することが重要であると考えます。改めて、訪問事業の価値の再定義を行うこと、とりわけ集合住宅における訪問型サービスと、一般住宅に対する訪問型サービスの考え方を整理し対応を分けていくことが必要です。

制度の複雑さ、運営が困難である点を考慮頂き、制度のシンプル化や柔軟な運用を検討頂くとともに、専門性の高い運営に対する評価・支援を検討くださいますようお願いいたします。

◆令和 6 年度介護報酬改定等における見直し項目の論点に関する要望事項

◎感染症や災害への対応力強化

- ・感染症対策委員会の設置及び BCP 計画策定など感染症や災害への対応について、現場の現状把握とと

もに、新たなルールを検討して頂きたい。(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護)

◎地域包括ケアシステムの推進

- ・ 認知症専門ケア加算の算定要件の緩和を含めた認知症対応への更なる評価拡充を検討頂きたい。(訪問介護・訪問入浴介護)
- ・ 重度化対応、医療連携、看取りに対する評価拡充を検討頂きたい。(訪問介護・訪問入浴介護)
- ・ 特定事業所加算に対する評価拡充と、区分支給限度基準額の対象外とすることについて、集合住宅等における過剰サービスに対するケアマネジメントの公正中立性の確保に向けた一定条件を定めた上で、検討頂きたい。(訪問介護)
- ・ 特別管理加算の算定要件の緩和や訪問入浴介護への加算創設、緊急時訪問看護加算、退院時共同指導加算などの要件見直し、その他重度化対応、医療連携、看取りに対する評価拡充を検討頂きたい。(訪問入浴介護・訪問看護)
- ・ 訪問介護における看取り対応を評価した新たな加算創設を検討頂きたい。(訪問介護)
- ・ 過疎地、中山間地域や離島におけるサービスの在り方について検討頂きたい。(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護)
- ・ 集合住宅に対する訪問介護への集中減算については、現在の厳しい経営環境を踏まえて慎重な議論を進めて頂きたい。(訪問介護)

◎自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・ 「LIFE」の推進、科学的介護推進体制加算の創設を含めて、環境整備に向けた対応を検討頂きたい。(訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護)
- ・ 生活機能向上連携加算の算定要件である医療機関に所属するリハビリテーション専門職との連携について、医療機関所属に限定することなく専門資格を有する職種との外部連携によって算定できるように検討頂きたい。合わせて連携先への委託費確保の観点からも単位数の拡充を検討頂きたい。(訪問介護)
- ・ 機能訓練、口腔機能向上、栄養改善等の自立支援・重度化防止に関する取り組みの評価を検討頂きたい。(訪問介護・訪問入浴介護)
- ・ ADL維持等加算の算定などアウトカム評価の導入を検討頂きたい。(訪問入浴介護)

◎介護人材の確保・介護現場の革新

- ・ テクノロジーの活用に伴う人員配置基準（管理者、サービス提供責任者、介護職員、看護職員等）、運営基準の緩和を検討頂きたい。とりわけ、訪問介護におけるサービス提供責任者の取扱い件数についてテクノロジー活用に伴い見直しを行うことや、訪問入浴介護における看護職員の配置要件の柔軟化を検討頂きたい。（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護）
- ・ 文書負担軽減、書式の簡素化を検討頂きたい。とりわけ、訪問介護における様式への訪問介護員やサービス提供責任者の個人名記載について簡素化を検討頂きたい。（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護）

◎制度の安定性・持続可能性の確保

- ・ 生活援助サービスに対する配置人員の要件について、研修の機会が十分確保されていない状況等を踏まえて、認知症介護基礎研修の受講を要件とするなど要件緩和を検討頂きたい。（訪問介護）

◎その他の事項

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業との一体的な取り組みに関する基準の要件緩和を検討頂きたい。（訪問介護）
- ・ 障害福祉サービスとの一体的な取り組みに関する基準の要件緩和を検討頂きたい。（訪問介護）
- ・ 保険外サービスに対する活用の柔軟化に向けた取り組みを検討頂きたい。（訪問介護）
- ・ 相談室や会議室、トイレ等の設備基準の要件緩和とともに廊下幅など過度なローカルルールに対する対応を検討頂きたい。（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護）
- ・ サービス提供体制強化加算における職員の健康診断書の提出が派遣職員の場合困難であり、柔軟な対応がとれるよう検討頂きたい。（訪問看護・訪問入浴介護）
- ・ 訪問看護におけるリハビリテーション専門職によるサービスは、在宅でのリハビリテーションを必要としている要介護高齢者にとって重要な役割を果たしていることから、十分な評価を頂きたい。（訪問看護）

以上

令和 5 年 11 月 20 日

厚生労働省 老健局
認知症施策・地域介護推進課
課長 和田 幸典 様

令和 6 年度介護報酬改定における通所サービスに関する要望事項

(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 斉藤正行

通所サービス在り方委員会 委員長 森剛士

当連盟における通所サービス在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和 6 年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめ致しました。今後、社会保障審議会 介護給付費分科会等において更なる議論が進められることとなりますが、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

通所系サービスは、地域包括ケアシステムの構築において不可欠な「在宅サービスの要の 1 つ」であり、令和 3 年度介護報酬改定において多数の新しい見直しが行われました。以下、当連盟が考える通所介護の価値とともに、次期改定に向けた基本的な考え方をまとめております。

制度の複雑さ、運営が困難である点を考慮頂き、制度のシンプル化や柔軟な運用を検討頂くとともに、専門性の高い運営に対する評価・支援を検討くださいますようお願いいたします。

- ・在宅介護サービスにおいて、総合的な機能と役割（医療連携、認知症ケア、機能訓練、排泄・入浴・食事、地域連携、社会参画、レスパイトケア等々）を有し、アクティブシニアから軽度・中重度の要介護高齢者まで、幅広いニーズに応じたサービスメニューを構築することが可能な事業です。
- ・他方で、総合的な機能と役割を有することで総花的なサービスとなり、高い専門性をもったサービス提供がなされない可能性があることから、今後の社会保障改革における「科学的介護の推進」「自立支援・重度化防止の推進」「生産性の向上」を通じて、エビデンスに基づく専門性を評価することが重要です。高齢者の幅広いニーズに応じた長時間の滞在、定期的な利用環境等からも新しい取り組みに向けた重要なサービス分類の 1 つであると考えます。
- ・同じく、今後の社会保障改革における重要課題となる「健康寿命の延伸」「介護予防の推進」「認知症対

策の推進」「共生型サービスの推進」「医療連携・看取りの推進」「介護保険外サービスの課題整理」にも最適なサービス分類であると考えます。

- ・更には、自宅とは異なる通いの場の提供を通じて、社会参画および地域交流の場を提供するとともに、レスパイトケア（介護者の支援）を通じて、要介護高齢者の在宅生活の継続に大きな役割を果たしています。
- ・レスパイトケアの役割を有する通所介護事業は、中重度の要介護高齢者への対応や高齢者の在宅生活の継続には欠かせない事業であり、介護施設と比較して投じる社会保障費の抑制が可能であることから、持続可能な社会保障制度の確立に向けた給付と負担のバランスの考慮が求められる中、通所系サービスの整備は重要な意味を持つと考えます。

◆令和 6 年度介護報酬改定等における要望事項

◎地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・認知症加算の算定要件の緩和を含め、認知症への対応を一層促す見直しを検討頂きたい。
- ・中重度者ケア体制加算の算定要件の緩和を含めた重度化対応、医療連携の在り方を検討頂きたい。
- ・地域連携の強化への評価を検討頂きたい。
- ・過疎地、中山間地域、離島、豪雪地帯、雪国におけるサービスへの特例措置や評価拡充を検討頂きたい。

◎自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・個別機能訓練加算について、イとロの機能訓練指導員の配置体制を踏まえた配慮とⅡの更なる拡充を検討頂きたい。合わせて、算定要件である 3 カ月に 1 度の利用者宅への訪問について、利用者の状態像の変化、自宅の環境の変化が生じた時期のみ訪問するルールへ見直し頂きたい。
- ・生活機能向上連携加算の算定要件である医療機関に所属するリハビリテーション専門職との連携について、医療機関所属に限定することなく専門資格を有する職種との外部連携によって算定できるよう検討頂きたい。合わせて、連携先への委託費確保の観点からも単位数の拡充を検討頂きたい。
- ・機能訓練、口腔機能向上、栄養改善を一体的に取り組み PDCA に基づくケアマネジメントを実施した際に評価される新たな加算を創設頂きたい。

- ・入浴介助加算Ⅱについて、個別性を重視した対応を促進するとともに、個浴設備のない事業所にも配慮した見直しを検討頂きたい。
- ・ADL 維持等加算の更なる拡充とともに、算定要件において中重度者の状態に対する重度化防止の取り組みを重点的に考慮頂きたい。合わせて、口腔機能や栄養状態など「LIFE」で収集している高齢者の状態像に伴うアウトカム加算の創設を検討頂きたい。
- ・自立支援の更なる推進に向けて、利用者の通所サービスの利用回数や利用時間を削減した際に評価されるアウトカム評価を検討頂きたい。

◎介護人材の確保・介護現場の革新

- ・テクノロジーの活用に伴う人員配置基準（介護職員・看護職員・生活相談員）の緩和の検討に向けた議論を進めて頂きたい。
- ・看護職員の配置要件について、地域密着型通所介護では定員に関わらず共通の要件とするよう検討頂きたい。

◎制度の安定性・持続可能性の確保

- ・介護予防・日常生活支援総合事業との一体的な取り組みに関する基準の要件緩和を検討頂きたい。
- ・科学的介護、自立支援・重度化防止の推進の観点から加算の在り方を再度検討頂きたい。

◎その他の事項

- ・共生型サービスに対する評価の拡充と効率運営の在り方を検討頂きたい。
- ・要介護高齢者の就労、社会参加、生活支援の在り方について検討頂きたい。
- ・相談室や事務室の設備基準について、オンライン化の時代背景を踏まえて、柔軟な要件に緩和を検討頂きたい。
- ・送迎人材の不足や事故防止の観点から、送迎時間とサービス提供時間との考え方の柔軟化を検討頂きたい。合わせて、他事業所との送迎車両の共有について、全国的な考え方を整理頂きたい。
- ・サービス提供体制強化加算における職員の健康診断書の提出が派遣職員の場合は困難であり、柔軟な対応がとれるよう検討頂きたい。

- ・過疎地等の状況を考慮し、認知症対応型通所介護における利用定員を 15 名へと拡大を検討頂きたい。

以上

令和 5 年 11 月 20 日

厚生労働省 老健局
老人保健課
課長 古元 重和 様
認知症施策・地域介護推進課
課長 和田 幸典 様

令和 6 年度介護報酬改定における地域密着型サービスに関する要望事項

(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、

夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 斉藤正行

地域密着型サービス在り方委員会 委員長 池田元気

当連盟の地域密着型サービス在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和 6 年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめ致しました。今後、社会保障審議会 介護給付費分科会等において更なる議論を進めていくことになりますが、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築において不可欠なサービス分類の 1 つであり小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、他の在宅サービスとは異なり、利用者本位による時間やサービスの組み合わせを自由にケアマネジメントすることの出来る理想のサービスです。しかしながら、制度の複雑性や運営難易度の高さから、事業所数の拡大は限定的な状況が続いており、令和 3 年度介護報酬改定においても他のサービス分類と比較して見直し項目が少なく、諸課題に対する解決策を次期介護報酬改定で構築することが重要です。

制度の複雑さ、運営が困難である点を考慮頂き、制度のシンプル化や柔軟な運用を検討頂くとともに、専門性の高い運営に対する評価・支援を検討頂きたいと考えております。

◆令和 6 年度介護報酬改定等における見直し項目の論点に関する要望事項

◎感染症や災害への対応力強化

- ・感染症対策委員会の設置及びBCP計画策定等感染症や災害への対応について、現場の現状把握とともに、新たなルールを検討して頂きたい。(全サービス)

◎地域包括ケアシステムの推進

- ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員は、居宅介護支援における介護支援専門員と同様に、利用者・ご家族から多数の業務以外の相談を受ける立場となっていることから、医療機関への同行に対する評価加算の創設等、居宅介護支援の加算を参考にした拡充を検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)
- ・緊急時の対応など通常とは異なる利用者への対応に関する評価を検討頂きたい。(全サービス)
- ・認知症専門ケア加算の算定要件の緩和、及び認知症対応への評価の拡充を検討頂きたい。(全サービス)
- ・地域支援や地域連携活動に対する評価拡充を検討頂きたい。(全サービス)
- ・看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算の算定要件の緩和や、小規模多機能型居宅介護を含めて重度化対応、医療連携、看取りに対する評価拡充を検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)
- ・過疎地、中山間地域、離島、豪雪地帯、雪国におけるサービスへの特例措置や評価拡充を検討頂きたい。(全サービス)

◎自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護において、「LIFE」の推進、科学的介護推進体制加算の創設を含めた対応を検討頂きたい。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)
- ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、生活機能向上連携加算の算定要件である医療機関に所属するリハビリテーション専門職との連携について、医療機関所属に限定することなく専門資格を有する職種との外部連携によって算定できるよう検討頂きたい。合わせて連携先への委託費確保の観点からも単位数の拡充を検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
- ・機能訓練、口腔機能向上、栄養改善を一体的に取り組みPDCAに基づくケアマネジメントを実施した

際に評価される新たな加算を創設頂きたい。(全サービス)

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における通所介護や、短期入所生活介護利用時の減算適用について、包括報酬単位の特性を踏まえ、自立支援の促進の観点から見直しを検討頂きたい。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、総合マネジメント体制強化加算の基本報酬への組み込みは、現在の厳しい経営環境の中で実施されると事業の継続に深刻な影響を与えることから慎重な議論と、事業継続に対する代案を含めた検討を頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

◎介護人材の確保・介護現場の革新

- ・ テクノロジーの活用や、地域性に応じた人員配置基準（管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等）、運営基準の緩和を検討頂きたい。(全サービス)
- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護において、サテライト型における介護支援専門員の配置要件の柔軟化を検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

◎制度の安定性・持続可能性の確保

- ・ 各種加算の算定方法の見直しとともに、加算の整理の可能性を検討頂きたい。

◎その他の事項

- ・ 利用者が事業所の市区町村以外の住民の場合、必要に応じた迅速な利用が出来る対応を検討頂きたい。(全サービス)
- ・ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護における定員の考え方について、通所・宿泊定員含めて要件緩和を検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)
- ・ 要介護高齢者の就労、社会参加、生活支援の在り方について検討を頂きたい。(全サービス)
- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護における設備基準の在り方を、看取りへの対応強化と合わせて検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)
- ・ サービス提供体制強化加算における職員の健康診断書の提出が派遣職員の場合困難であり、柔軟な対

応がとれるよう検討頂きたい。(全サービス)

- ・ 小規模多機能型居宅介護での要支援者の受入れが進めやすい報酬や基準の考え方を検討頂きたい。(小規模多機能型居宅介護)

以上

令和5年11月20日

高齢者支援課

課長 峰村 浩司 様

老人保健課

課長 古元 重和 様

認知症施策・地域介護推進課

課長 和田 幸典 様

令和6年度介護報酬改定における施設・居住系サービスに関する要望事項

(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅、介護老人保健施設)

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行

施設・宿泊サービス在り方委員会 委員長 原口秀樹

当連盟における施設・宿泊サービス在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和6年度介護報酬改定に向けて下記の通り要望事項を取りまとめ致しました。今後、社会保障審議会 介護給付費分科会等において更なる議論を進められることとなりますが、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

施設、居住系、宿泊サービスは、サービス種別が多岐に分かれており、利用者が適切なサービスを選択することが難しくなっていることから、各サービスの役割や機能の整理が改めて求められています。また、在宅介護サービスを組み合わせた集合住宅等においては、開設の制約が少ないことから近年急速に事業所数が拡大しています。利用者のサービス選択の幅が広がると、同時に専門性を有しない事業者の増加が危惧されます。「科学的介護」「自立支援・重度化防止」「認知症への対応力」「医療連携・看取りへの関わり方」「地域連携」などを積極的に推進している、専門性の高い事業者が評価される仕組みの構築が重要であると考えます。

さらに、人口動態の急速な変化と、コロナ禍を踏まえた人材不足の問題解決に向けて、制度のシンプル化、多様な人材の確保、DX推進等を含めた生産性の向上を実現する環境整備が重要であると考えます。

◆令和 6 年度介護報酬改定等における見直し項目の論点に関する要望事項

◎感染症や災害への対応力強化

- ・感染症対策委員会の設置及び BCP 計画の策定等感染症や災害への対応力について、現場の現状把握とともに、新たなルールを検討して頂きたい。(全サービス)

◎地域包括ケアシステムの推進

- ・ 認知症専門ケア加算の算定要件の緩和及び認知症対応への評価拡充を検討頂きたい。(全サービス)
- ・ 重度化対応、医療連携、看取りに対する更なる評価拡充を検討頂きたい。(全サービス)
- ・ 短期入所生活介護において看取り対応を評価した新たな加算創設を検討頂きたい。(短期入所生活介護)
- ・ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の算定要件の緩和を検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・ 特定事業所加算に対する評価拡充と、区分支給限度基準額の対象外とすることについて検討頂きたい。集合住宅等における過剰サービスに対するケアマネジメントの公正中立性の確保に向けた一定条件を定めて検討頂きたい。(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護)
- ・ 集合住宅等に対する訪問介護への集中減算については、現在の厳しい経営環境を踏まえて慎重な議論を進めて頂きたい。(サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅)
- ・ 地域連携の強化に対する評価を検討頂きたい。(全サービス)
- ・ 認知症対応型共同生活介護を、地域における認知症ケアの拠点として活用すべく更なる取り組みの推進を検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・ 介護老人保健施設の連携体制において垂直連携のみならず水平連携の強化を検討頂きたい。(介護老人保健施設)

◎自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・ 科学的介護の推進、「LIFE」に関連する加算の拡充、アウトカム評価の拡充を検討頂きたい(全サービス)
- ・ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護において、令和 3 年度介護報酬改定で介

護老人福祉施設に取り入れた自立支援・重度化防止やアウトカム評価等に準じた見直しを検討頂きたい。
(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護)

- ・生活機能向上連携加算の算定要件である医療機関に所属するリハビリテーション専門職との連携について、医療機関所属に限定することなく専門資格を有する職種との外部連携によって算定できるよう検討頂きたい。合わせて、口腔機能や栄養状態など「LIFE」で収集している高齢者の状態像に伴うアウトカム加算の創設を検討頂きたい。(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
- ・機能訓練、口腔機能向上、栄養改善を一体的に取り組み PDCA に基づくケアマネジメントを実施した際に評価される新たな加算を創設頂きたい。(全サービス)
- ・ADL 維持等加算の更なる拡充とともに算定要件において中重度者の状態に対する重症化防止の観点に更なる評価を考慮頂きたい。合わせて、口腔機能や栄養状態など「LIFE」で収集している高齢者の状態像に伴うアウトカム加算の創設を検討頂きたい。(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護)
- ・認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護について、ADL 維持等加算の対象サービスに追記頂きたい。(認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護)

◎介護人材の確保・介護現場の革新

- ・テクノロジーの活用を含めた人員配置基準や兼務体制の在り方(管理者、介護支援専門員、生活相談員、計画作成担当者、看護職員、介護職員、栄養士等)、運営基準の緩和を検討頂きたい。とりわけ、特定施設入居者生活介護においては、サービス品質と職員への負担が生じない事業所については特例的に 3 対 1 の人員配置要件を緩和頂きたい。(全サービス)
- ・認知症対応型共同生活介護の夜勤職員体制の 3 ユニット 2 名については、施設形態に関わらず ICT 等による見守り支援体制が十分な事業所は要件を緩和して頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の要件の柔軟化を検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・「介護サービスの質の向上」と「人材の定着・確保」をアウトプットとした生産性向上の推進の観点から、介護老人福祉施設のユニット型において、施設環境や、ICT 活用等を踏まえて、ユニットリーダーの配置、及び昼間の介護職員又は看護職員の配置を 2 ユニットで常時 1 名以上の配置への見直しを検討頂きたい。(介護老人福祉施設)

◎制度の安定性・持続可能性の確保

- ・各種加算の算定方法の見直しとともに、加算の整理を検討頂きたい。(全サービス)

◎その他の事項

- ・食費、居住費に係る基準費用額を、物価高騰の影響を踏まえて、更なる見直しを検討頂きたい。(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
- ・認知症対応型共同生活介護における食費の考え方を、「食材料費」ではなく、施設サービスに準じた「食事の提供に要する費用」に改めることを検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・利用者が事業所の市区町村以外の住民の場合、必要に応じて迅速に利用出来る対応を検討頂きたい。(地域密着型サービス)
- ・運営推進会議の開催頻度についての緩和を検討頂きたい。(地域密着型サービス)
- ・認知症対応型共同生活介護における1ユニット・2ユニットについて管理的経費を考慮した単位設定を検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護における管理的経費を考慮頂き、基本報酬単位において評価を頂きたい。合わせて、定員人数について39名以下へと拡大を検討頂きたい。(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護)
- ・認知症対応型共同生活介護におけるユニット上限の考え方、及びサテライト型事業所の在り方の更なる緩和を検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・認知症対応型共同生活介護における共用型認知症対応型通所介護の運営について要件緩和を検討頂きたい。(認知症対応型共同生活介護)
- ・施設、居住系サービスにおける福祉用具の活用の柔軟化を検討頂きたい。(全サービス)
- ・短期入所生活介護における送迎に対する考え方の見直しを検討頂きたい。(短期入所生活介護)
- ・短期入所生活介護における加算の在り方について介護老人福祉施設を参考に拡充を検討頂きたい。(短期入所生活介護)
- ・サービス提供体制強化加算における職員の健康診断書の提出が派遣職員の場合困難であり、柔軟な対応が取れるよう検討頂きたい。(全サービス)

以上

令和5年11月20日

厚生労働省 老健局
認知症施策・地域介護推進課
課長 和田 幸典 様
高齢者支援課
課長 峰村 浩司 様

令和6年度介護報酬改定における居宅介護支援・福祉用具サービスに関する要望事項

(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与・福祉用具販売)

一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長
居宅介護支援・福祉用具貸与在り方委員会 委員長
齊藤正行

当連盟における居宅介護支援・福祉用具貸与在り方委員会において、様々な論点に基づき議論を進め、令和6年度介護報酬改定に向け、下記の通り要望事項を取りまとめ致しました。今後、社会保障審議会介護給付費分科会等において更なる議論が進められることとなりますが、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

◆基本的な考え方

居宅介護支援・介護予防支援は、介護保険制度における基幹サービスであり、福祉用具貸与・販売も要介護高齢者の生活支援に不可欠なサービスです。しかしながら、居宅介護支援・介護予防支援は近年介護支援専門員のなり手が不足するなど、大きな課題が顕在化しており事業運営が厳しい情勢です。在宅要介護高齢者等の様々な相談窓口となっており、改めて新しいケアマネジメントの在り方を評価頂くとともに、諸課題に対する解決策を次期報酬改定で構築することが重要です。加えて、人口動態の急速な変化とコロナ禍の経験を踏まえて、制度のシンプル化、多様な人材の確保、DX推進等を含めた生産性の向上が実現できる環境整備が急がれます。福祉用具貸与・販売は、機器の安全面への配慮を強化するとともに、自立支援に資する福祉用具選定の専門性向上が重要であると考えます。

◆令和6年度介護報酬改定等における見直し項目の論点に関する要望事項

◎感染症や災害への対応力強化

- ・感染症対策委員会の設置及び BCP 計画策定を含む感染症や災害への対応について、現場の現状把握とともに、新たなルールを見直して頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与・販売)

◎地域包括ケアシステムの推進

- ・ターミナルケアマネジメント加算、退院・退所加算、通院時情報連携加算の在り方など、重度化対応、医療連携、看取りに対する評価拡充を検討頂きたい。とりわけ、通院時情報連携加算は往診における対応についても評価を頂きたい。(居宅介護支援)
- ・令和 3 年度介護報酬改定で実施された逡減制について、書式の簡素化を推進頂くとともに、更なる見直しを検討頂きたい。合わせて、ケアプランデータ連携システムの活用について算定要件に追加することも検討頂きたい。(居宅介護支援)
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保に向けた具体策を改めて検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・集合住宅に対するケアマネジメントの在り方について、更なる検討を頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・令和 3 年度介護報酬改定で実施された、情報公表制度における各サービスの利用状況の説明等の在り方について、一定の条件を定めるなど簡素化に向けた見直しを検討頂きたい。(居宅介護支援)
- ・特定事業所加算の在り方について、重度者要件等の在り方など、更なる検討を頂きたい。合わせて、減算要件について、事業所全体ではなく個別の介護支援専門員ごとの対応とすることを検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・介護予防ケアプランの委託における利用者数の 0.5 人の考え方について見直し頂き、総利用定員の上限数を定めることを検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)

◎自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・居宅介護支援における「LIFE」の推進、科学的介護推進体制加算の創設及びアウトカム評価を含めた対応を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・ADL 維持等加算や「LIFE」に関連する加算におけるアウトカム加算の創設を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・福祉用具にこそ、科学的介護の推進・「LIFE」の活用は極めて重要であり、貸与と販売の選択制の議論

を深めるためにも、自立支援に資する福祉用具選定の考え方を重視していくことが大切である。「LIFE」の活用を中期的に検討していくためにも、科学的介護の推進への環境整備を検討頂きたい。(福祉用具貸与・販売)

- ・福祉用具の貸与と販売の選択制の検討に向けて、自立支援の観点を考慮頂きたい。とりわけ、歩行器については、他サービスとの情報連携を進め、利用者の ADL の状態変化の状況により、福祉用具の短期間での見直しが必要であり、貸与が望ましい利用者には、スムーズな対応が図られるよう留意頂きたい。(福祉用具貸与・販売)
- ・ADL 維持等加算における居宅介護支援の関わり方を検討頂きたい。(居宅介護支援)

◎介護人材の確保・介護現場の革新

- ・居宅介護支援における介護支援専門員不足の解決に向けて、処遇改善への方策を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・居宅介護支援における DX 推進、生産性向上の推進におけるロールモデルの提示、ガイドライン作成等を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・居宅介護支援における DX の推進に向けた環境整備の支援策を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・主任介護支援専門員の配置に関する要件緩和、管理業務と専門性追求の役割の再整理に向けた検討を頂きたい。(居宅介護支援)
- ・介護支援専門員の質の向上及び DX への対応力強化に対する支援策を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・福祉用具におけるテクノロジーの活用に伴う人員配置基準、運営基準の緩和を検討頂きたい。(福祉用具貸与・販売)
- ・文書負担軽減、書式の簡素化について、更なる検討を頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与・販売)

◎制度の安定性・持続可能性の確保

- ・福祉用具貸与のみのケアマネジメントの在り方について、更なる検討を頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与)

- ・ 特定事業所加算の運営基準減算に関する要件を緩和頂くとともに、減算割合については拡大することも含めて議論頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)

◎その他の事項

- ・ 居宅介護支援・介護予防支援における利用者の利用料負担の在り方について、引き続き慎重な議論を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・ ケアプランデータ連携システムの利用拡大を早期に進めるため、操作性の向上、及び利用料に対する支援策を検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与)
- ・ 介護支援専門員の法定研修及び福祉用具専門相談員指定講習の在り方について、全体カリキュラムの見直し・簡素化、オンラインの最大限の活用、講師の評価システムの導入と高評価講師による受講者数の拡大など、更なる検討を頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援・福祉用具貸与)
- ・ ケアプランの軽微な変更に伴う、過度なローカルルール等の排除に向けて検討頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・ 介護予防・日常成果支援総合事業におけるケアマネジメントの在り方について、更なる検討を頂きたい。(居宅介護支援・介護予防支援)
- ・ 福祉用具における貸与価格の上限設定について、物価高騰の影響を踏まえて緩和策の更なる検討を頂きたい。(福祉用具貸与)
- ・ 福祉用具貸与と販売の選択制の導入の検討において、合わせて特定福祉用具販売の上限価格の見直しを検討頂きたい(福祉用具販売)
- ・ 福祉用具の貸与と販売の選択制の導入の検討において、福祉用具の廃棄に関するルールの明確化や、中古市場でのルールについて、事業者への負担増と利用者の安全確保への留意を頂きたい。(福祉用具貸与・販売)
- ・ 福祉用具の事故防止、安全対策について更なる検討を頂きたい。(福祉用具貸与・販売)

以上